

## 大阪市告示第555号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年4月12日

大阪市長 横山英幸

### 1 都市計画の種類

用途地域

### 2 都市計画の変更に係る土地の区域

（大阪駅北3号線沿道地区）

大阪市北区大深町、中津五丁目及び大淀南一丁目地内

福島区福島六丁目地内

（豊里矢田線沿道地区）

大阪市東住吉区桑津一丁目、桑津二丁目及び北田辺一丁目～四丁目地内

阿倍野区天王寺町北三丁目、天王寺町南三丁目及び美章園二丁目地内

（桜島東野田線沿道地区）

大阪市此花区朝日一丁目及び朝日二丁目地内

（城北公園通駅周辺地区）

大阪市都島区大東町一丁目地内

（鳴野駅周辺地区）

大阪市城東区鳴野東一丁目及び鳴野西五丁目地内

（JR難波駅周辺地区）

大阪市浪速区桜川一丁目及び稻荷一丁目地内

### 3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

(計画調整局計画部都市計画課)